

答 申 第 17 号
平成20年 3月27日

松阪市教育委員会 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第8条第1項第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成21年3月11日 第10回松阪市個人情報保護審査会

答 申

<p style="text-align: center;">審 査 案 件</p>	<p>図書館の指定管理者による運営に伴う、ブックスタート事業実施に係る対象者情報の提供</p>
<p style="text-align: center;">審 査 会 の 意 見</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．指定管理者制度の採用に伴う事務事業の外部委託に要する情報提供であり、事業の継続性の確保との観点から個人情報の外部提供に関する制限の原則の適用を除外することについては容認すべきと思われる。ただし、外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、外部提供をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が外部に提供されることのないよう慎重に対応するとともに、適正な情報管理を徹底するよう指定管理者への管理指導を行ない、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。 2．1の個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。 3．個人情報保護の徹底が図られるよう松阪市個人情報保護条例第11条に規定する措置を講ずること。
<p style="text-align: center;">審 査 内 容</p>	<p>松阪市図書館の運営が指定管理者に委託されることに伴い、既存事業であるブックスタート事業についても図書館業務の一部として指定管理者に引き継がれ、対象乳幼児及び保護者に「ブックスタートパック」と呼ばれる絵本等のセットの配布業務等を指定管理者が行うことが予定されている。そのため対象者名簿を指定管理者に提供することは、事業実施における必要性が認められる。</p> <p>乳幼児に係る情報は営利企業等の一部には有益な情報であることも考えられるため、当該事業以外への使用が絶対に行われぬよう実施機関において指定管理者への管理指導等の個人情報保護のために必要な措置を講じることを要望し、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p style="text-align: center;">審 査 日</p>	<p>平成21年3月11日(水)</p>
<p style="text-align: center;">個人情報取扱事務 の 名 称</p>	<p>ブックスタート事業</p>
<p style="text-align: center;">提 供 す る 個人情報の項目</p>	<p>市内の1歳6ヶ月児健康診査対象者の住所、世帯主名、該当児名、性別、生年月日、地区名</p>
<p style="text-align: center;">事 務 の 目 的</p>	<p>市内の1歳6ヶ月時健康診査対象者と保護者に、メッセージを伝えながら絵本を手渡す運動で、絵本を介して親と子が心と言葉を通わせて、家庭の絆を深めてもらうとともに、地域の子育てを応援することを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;">所 管 課 (室) 等</p>	<p>教育委員会 生きがい学習課 図書館</p>